

「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務
- 2 委託料の額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 委託期間 着手 平成31年2月5日から
履行期限 平成31年3月29日まで

上記委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(業務の委託)

第1条 甲は、以下の富岡町大玉仮設診療所の撤去業務を乙に委託する。

・安達郡大玉村玉井字横堀平158-10 軽量鉄骨造（ブレース構造）延べ床面積164.63㎡

- 2 乙は、甲から明示された建築物等について撤去業務を行うにあたり、別紙「富岡町大玉仮設診療所撤去業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、適正に廃棄物の撤去・分別・運搬業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し誠実に履行しなければならない。
- 3 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約保証金)

第2条 甲は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(権利の譲渡等の制限)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(損害負担)

第5条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要が生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(契約の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(業務工程表、業務完了報告書、検査及び引渡し等)

第7条 乙は、契約締結後14日以内に業務工程表を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が完了した場合は、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。
- 4 前項の検査の結果、完了報告書に不明な点があった場合、乙は甲の説明に応じなければならない。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条第2項に定める業務完了報告書を提出し、甲の検査を受け、適正と認められたときは委託料の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、乙の請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部(又は全部)を前金払することができる。
- 4 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書を甲に提出するものとする。
- 5 甲は、前項の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 6 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額を超えた場合には、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

(乙の責に帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了できない場合において、当該期間後に完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して、当該期間を延長することができる。

なお、乙の責に帰すことができない事由と甲が認めるときは、遅延利息を徴収せず、当該期間を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により委託期間を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙はこれに応じるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、頭書の履行期限(第5条による委託期間の変更があったときはその期限とする。)から延長後の履行期限までの期日の日数に応じ、委託料の額に年2.7%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 委託期間内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 第3条の規定に違反したとき。
- 三 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している

と認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（帳簿等の整理及び保管）

第12条 乙は、委託業務に係る会計を他の業務に係るものと明確に区分して経理するとともに、甲から受理した委託料の収支を、常に明らかにしておかなければならない。

2 乙は、委託業務に係る収支に関する帳簿及び書類を整理し、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 乙は、甲が前項に係る書類の閲覧を求めたときは、これに応じなければならない。

（談合による損害賠償）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 14 条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第 16 条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所
氏 名

(特定個人情報を含む) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）、特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急

かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。